

令和7年度 八代市立第五中学校部活動基本方針

1 目的

本校部活動は、部員の趣味・特技を伸ばし、個性の伸長を図るとともに、文化・スポーツの愛好と精神面・技術面の向上を目指す。また、良い友人関係をつくるとともに心身の健全な五中生徒の育成に努め、校風の高揚を図ることを目的とする。

2 方針

本校部活動は、学校教育内活動として実施し、その充実と振興を図るとともに、その指導は教師であるものとする。

3 役員

- ・部活動長 (学校長) 　・副部活動長 (教頭)
- ・運営委員 (学校長・教頭・保体部・文化部代表教師1名・運動部代表教師2名)
- ・部長 (各部 1) 　・副部長 (各部 0~1)
- ・会計 (1名)

4 役員の任務

- (1) 部長・副部長は、部員の掌握・活動計画・対外試合などの引率・保護者との連携などの仕事に努め、また、部員の健康管理・生活指導・学習指導など全面に渡り適切な運営に携わるものとする。
- (2) 部の活動時間内は、部長・副部長のいずれか一人は原則として指導に当たるものとする。
- (3) 部活動費 (用具代) の経理は各部の部長・副部長が行う。

5 設置部

本校では、次の活動部を設置する。

- ・野球 　・卓球 　・剣道 　・サッカー 　・女子バドミントン
- ・女子バレーボール 　・女子バスケットボール 　・吹奏楽

6 部の新設並びに廃止

熊本県及び八代市教育委員会の策定する部活動の指針を踏まえ、教職員と生徒の人数や状況等を考慮しながら、以下のように行う。

- (1) 部の新設及び休部は、原則、行わない。
- (2) ひとつの部活動に複数の指導者数が就けるよう、部活動数の是正に努める。
- (3) 部活動の廃部については、全職員で協議し校長が決定する。廃部する場合は、必要な手続きを経て、隨時行うことができる。

7 社会人指導者

社会人指導者は原則として委嘱しない。但し、部の実情に応じ学校長が必要と判断した場合のみ、社会人指導者を委嘱することができる。社会人指導者は各部1名以内とし、部活動長が承認・委嘱した人とする。任期は1年間とする。

8 活動計画

各部とも生徒の健康管理に留意 (原則として、1週間に2回は休ませる) し、各種大会などへの参加を考慮して、活動計画を作成し活動する。

9 部活動名及び指導者

部活動名	活動場所
野球	運動場
卓球	体育館
剣道	武道場
サッカー	運動場
女子バドミントン	体育館
女子バレーボール	体育館
女子バスケットボール	体育館
吹奏楽	音楽室

10 活動について

(1) 活動時間は原則として下記の通り。

月	曜日	開始時刻	終了時刻	下校完了
4月・5月	月曜～金曜	16:45	18:30	18:40
6月～8月	月曜～金曜	16:45	18:50	19:00
9月・10月	月曜～金曜	16:45	18:30	18:40
11月～1月	月曜～金曜	16:45	17:30	17:40
2月・3月	月曜～金曜	16:45	17:50	18:00

※ 休業日の練習時間については、長期休業中の練習時間に準ずる。

※ 夏休み・冬休みなどの長期休業中は、別途計画する。

※ 学校や指導者の諸事情により練習を休みにすることもある。

※ 各部の実情を考慮して、週に2回は練習を休み、休養をとる。

※ 毎月第1日曜日は「家庭の日」として原則練習や試合を行わない。

【子どもたちにつけたい三つのたいりょく】

体力:心身のたくましさ 耐力:心のたくましさ 対力:人とつながり

(2) 各テスト前後の練習について

実力考查（課題テスト）0日

期末考查、3日前中止（※中間考查の場合は2日前中止）

※ テスト後の土・日曜日に試合があればテスト休み中も部の特性に応じ、校長先生の指示で1時間程度の練習をしてもよい。（練習試合は含まない）

※ 中体連総体前の練習時間については、別途定める。

(3) 土、日曜日の対外試合の生徒の取り扱いについて部活動長の指示に従う（部長で伺いをたてる）

(4) 自転車許可について

ヘルメットを着用し、交通マナーを守る部員のみ許可。

(5) 新入生の部活動の参加について

入学式後、原則として体験または見学とする。但し、部活動加入申込書を提出した生徒に限り、部活動への本格的な参加を認める。

11 活動場所

原則として、本校施設を利用するが、必要があれば部活動長の許可を得て活動場所とすることができる。

12 対外試合

対外試合及び練習試合などの参加については、事前に部活動長に届け、承認を得るものとする。

（管理職と部活動主任に引率計画を提出し、一部掲示する。）

13 傷害について

事故防止には十分留意し、万一事故発生の場合は、学校並びに保護者に連絡し、速やかに適切な処置をとること。

14 入部後

(1) 入部後原則として、1年間は退部できない。身体的な理由などで活動できなくなった場合は「休部」とし、回復後に復帰するものとする。

(2) 原則として転部はできないが、申し出（理由を明記し、保護者の同意書を添えて）により関係部部長・担任及び体育部または文化部代表教師で協議し承認した場合は認める。

15 本部費について

年会費・・・6,000円（全学年）

（内訳・・・部活動費 3,000円 本部費 3,000円）